

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく
早急かつ適切な対応を求める意見書

平成23年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、東日本を中心とした広範囲に放射性物質の拡散を招いた。事故発生から2年余りが経過した現在もなお、通常時よりも高い放射線量が福島県のみならず、茨城県内をはじめ広範囲にわたり観測されている。

放出された放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことや、多くの住民が健康上の不安を抱えながらの生活を強いられているなど、不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援施策の充実が求められている。

特に、子供は放射線による影響を受けやすいと言われており、事故発生時における放射性ヨウ素を含めた放射線量を十分に考慮したうえで、子供たちの健康への懸念と被害を最小限に抑えることが必要である。

こうした中、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）」が平成24年6月に衆議院本会議において可決成立した。同法第13条では、被災者の定期的な健康診断の実施や原子力事故に係る健康への影響調査など必要な施策を講ずるとし、子供である間に一定基準の放射線量が計測される地域（支援対象地域）に居住したことがあるなどの場合は、健康診断が生涯にわたり実施されるよう国が必要な措置を講じることとしている。しかしながら、いまだ一定基準の数値は示されておらず、支援対象地域が指定されていない状況にある。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国は、原発事故子ども・被災者支援法第5条の被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針及び同法第8条に定める一定基準を早急に定め、基準に伴う支援対象地域を早急かつ適切に指定し、必要な措置を講じること。
- 2 国は、現在の放射線量だけを判断材料とせず、放射性ヨウ素等の半減期の短い核種による事故初期段階の内部被ばくについても十分な情報と多角的な知見を収集し考慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日

ひたちなか市議会

内閣総理大臣	
復興大臣	
厚生労働大臣	あて
衆議院議長	
参議院議長	